**鳥取県医療安全支援センター設置要綱**

（設置）

第１条　医療に関する患者・家族等の苦情・心配や相談に迅速に対応し、医療機関への情報提供、指導等を実施する体制の整備により医療の安全と信頼を高めるとともに、医療機関に患者・家族等の相談等の情報を提供することを通じて、医療機関における患者サービスの向上を図ることを目的として、鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課（以下「医療・保険課」という。）に鳥取県医療安全支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

２　センターは、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第６条の１３により都道府県等が設けるよう努めることとされている「医療安全支援センター」として設置するものである。

（運営方針）

第２条　センターは、次の基本方針により運営するものとする。

（１）患者・家族等と医療人・医療機関の信頼関係の構築を支援すること。

（２）中立的な立場を堅持して相談業務を行うこと。

（３）患者・家族等が相談しやすい相談体制を整備すること。

（４）相談者のプライバシーを保護するとともに、相談により不利益を被ることがないように配慮すること。

（５）センター以外の組織で運営されている相談窓口等と連携するとともに、関係する機関・団体と協力して運営する体制を構築するよう努めること。

（組織）

第３条　センターは、医療相談業務等を行うため、医療・保険課及び各保健所（倉吉保健所及び米子保健所をいう。以下同じ。）に「医療相談窓口」を設置する。

２　センターは、「鳥取県医療安全推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、協議会の委員は、次の事項について意見・助言するものとする。

（１）センターの運営方針及び業務内容の検討に関する事項

（２）相談受付事例等のうち重要な事例に関する事項

（３）その他センターの業務に関する重要事項の検討に関する事項

（医療相談窓口の設置場所等）

第４条　医療相談窓口の設置場所等を次のとおり定める。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 電話番号 |
| 医療・保険課 | ０８５７－２６－７１８９ |
| 中部総合事務所倉吉保健所医薬・感染症対策課 | ０８５８－２３－３１４４ |
| 西部総合事務所米子保健所医薬・感染症対策課 | ０８５９－３１－９３１６ |

開設時間：平日（午前８時３０分から午後５時１５分まで）

２　医療相談窓口に、次のとおり主査及び副査をおき、医療相談業務を担当させることとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 主査 | 副査 |
| 医療・保険課 | 係長又は副主幹 | 主事 |
| 各保健所 | 課長補佐又は係長若しくは副主幹 | 係長又は副主幹若しくは主事 |

（医療相談窓口の業務）

第５条　医療相談窓口は、以下の業務を実施することとする。

（１）医療・保険課

ア　患者･家族等からの苦情・心配や相談等及び医療機関からの相談等への対応

イ　患者・家族等からの相談等に関係する機関・団体との連絡調整

ウ　医療安全施策の普及・啓発（医療機関に関する情報提供や指導・助言を含む。）

エ　医療機関等に対する医療の安全等に関する研修の実施

オ　各保健所との連絡調整、各保健所に設置する相談窓口への指導・助言

カ　相談事例の収集、分析及び情報提供

（２）各保健所

ア　患者･家族等からの苦情・心配や相談等及び医療機関からの相談等への対応

イ　患者・家族等からの相談等に関係する機関・団体との連絡調整

ウ　医療安全施策の普及・啓発（医療機関に関する情報提供や指導・助言を含む。）

エ　医療機関等に対する医療の安全等に関する研修の実施

オ　医療・保険課との連絡調整（相談事例の報告、協議等を含む。）

（協議会の委員）

第６条　協議会の委員（以下「委員」という。）は１２人以内とし、医療を提供する側、医療を受ける側、学識経験者等を考慮して、就任を依頼する。

２　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

（協議会の会議）

第７条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、年１～２回程度を目途に開催する。

２　会議は医療・保険課長が招集する。

３　会議の議長は医療・保険課長とする。

４　医療・保険課長に事故あるときは、医療・保険課課長補佐がその職務を代行する。

５　協議会においては、鳥取市保健所で対応する相談受付事例等についても取り扱うことができることとし、鳥取市保健所も参加できるものとする。

（協議会の庶務等）

第８条　協議会の庶務は医療・保険課において行う。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、センター事業の実施に関して必要な事項は、福祉保健部健康医療局長が別に定める。

附　則

　この要綱は、平成１５年８月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成１６年８月３日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成１７年８月２９日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成１９年９月１３日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２２年２月１２日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２３年１２月９日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２５年１０月１１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。